

令和5年 8月 第18回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年 8月 25日(金)				
開催場所		小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 3時30分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 4時10分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		13名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲	欠席	竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	欠席
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	7名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について

第18回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年8月第18回総会を開会いたします。

開会時間は午後3時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号6番「横田智恵美」委員、「久保憲」推進委員、「永島和夫」推進委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は7名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗つてから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号7番「河村恵」委員、9番「遠藤勉」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があつたので、その適否をはかる」とのことです。

それでは、申請番号1番について説明しますので、許可基準についてご確認をお願いします。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

新井邦男推進委員

推進委員の新井が報告致します。8月21日 8時30分に農業委員2名 推進委員2名に集合し現地調査を行いました。

第18回定期総会議事録

新井邦男推進委員

1-2、7-1は耕耘管理されていました。5-4、7-2は水路形態を有していました。7-3は管理されていました。その他の農地は適正かつ効率的に耕作、または管理されておりました。

以上報告を致します。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。

申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなどの権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を住宅用敷地（農地以外）に転用し、貸借を行う申請となりますので、「農地法第5条の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請については令和4年11月に農業委員会総会の議案として、除外について可決承認した案件になります。この度、除外が決定されましたので農転の申請となりました。

本申請について工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は自己資金と住宅ローンで賄われており、それを証する書類が添付されております。

本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

第18回定期総会議事録

議長	それでは調査担当区の八和田地区委員より、現地調査報告をお願いします。
3番閑口委員	<p>3番は閑口が報告します。8月21日、8時30分に八和田公民館に、農業委員6名、教育委員会2名、計8名で集合し現地を視察しました。</p> <p>現地の方は前にも何回か視察しておりますのでかなり整備されておりましたのでご報告致します。特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	<p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。</p> <p>なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>つづきまして日程4、議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について意見を求める。」とのことです。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）と新旧対照表をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者制度や農用地の利用集積を促進する事業などを定めた法律で、農業経営の目標を明確化し、農業の健全な発展に寄与することを目的として平成5年に制定されました。</p> <p>都道府県では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定し、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標等を定めます。</p> <p>また、市町村は、県の基本方針に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」を策定し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標等に関する農業経営の指標等を定めることとなっております。</p> <p>今回は、令和5年4月1日に「農業経営基盤強化促進法」が一部改正されたことに伴い、町の「基本構想」を変更するものであり、同法施行規則第2条に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。</p> <p>それでは、基本構想の主な3点の変更点につきまして説明させていただきます。</p>

第18回定期総会議事録

事務局

まず、一つ目は、今までの計画であった「人・農地プラン」や「利用権設定」に関する記載について全体的に見直し、今後策定する「地域計画」や「中間管理事業」の内容を盛り込みました。

二つ目については基本構想の15～17ページをご覧ください。法改正並びに県の基本方針に伴い、農業を担う者の確保及び育成に関する事項について新たに規定しました。

三つ目は、18ページ記載されている「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標値」、パーセンテージが変更されています。

以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長

それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」、本案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第3号については原案の通り決定いたしました。ありがとうございました。

次に、日程5、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局です。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、申請人より「農地法第4条第1項第8号の規定による申請があったので報告する」との事です。

(申請番号1番について報告)

以上報告させていただきます。

議長

次に、日程6、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は4件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局です。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について、申請人より「農地法第5条第1項第7号の申請があったので報告する」との事でございます。

(申請番号1番から4番を順に報告)

以上報告させていただきます。

第18回定期総会議事録

議長

次に、日程7、報告第3号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。報告第3号、農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について「農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の要件確認について報告する。」とのことです。

こちらの案件は、条件を満たすことを確認する案件であり、その内容について審議するものではありませんので、報告案件とさせていただきます。

農地所有適格法人の要件は、「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4つになります。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件を満たすか毎年確認をお願いするものです。

農地所有適格法人は毎年この条件を満たすことを報告する必要がありますが、提出時期は決算月により異なります。

現在、小川町内では5法人の農地所有適格法人があり、今回はその中の1法人である株式会社風の丘ファームの報告となります。

では、報告しますので、議案書の14ページをご覧ください。

1点目、「法人形態要件」としては、「農事組合法人」「株式会社（公開会社でないものに限る）」「合名会社」「合資会社」「合同会社」のいずれかであることとされております。議案書のページ左上、「法人形態」欄をご覧ください。当該法人は、株式会社となっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」については、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であることとされており、その判断基準として、直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めていることとなります。議案書のページ左下、「売上高」欄をご覧ください。直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めておりますので「適」と認められます。

3点目、「議決権要件」について説明します。誰でも農地所有適格法人の構成員にはなれます BUT その法人の総議決権または総社員の過半が「農地提供者」「その法人の農業常時従事者（原則年間150日以上従事）」「農作業を委託した人」「農地中間管理機構」「地方公共団体」「農協」「投資育成事業を行う承認会社」であることが条件とされています。議案書のページ右上、「構成員数」欄をご覧ください。構成員たる要件として、農地提供者①～⑦がございます。本件は総数2名全員が全年間150日以上従事する②の「農業常時従事者」であり、半数を超えるので「適」と認められます。

4点目、「役員要件」についてですが、その法人の理事等の過半は法人の農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること、また、その法人の理事等または法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間60日以上）することが条件とされています。議案書のページ右下、「農業・農作業従事の状況」欄をご覧ください。本件は理事の2名が⑨にあるとおり、農業に常時従事し、かつ農作業に年間60日以上従事しておりますので「適」と認められます。

以上、本件は4要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

議長

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

第18回定期総会議事録

議長

(挙手なし)

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年8月第18回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後4時10分です。